

「春の全国交通安全運動」が次の実施要綱により実施されます。つきましては、各事業所におかれましても交通事故防止の徹底が図られますようご協力をお願いいたします。

期間

4月6日（木）～15日（土）の10日間

※交通事故死ゼロを目指す日 平成29年4月10日（月）

全国交通安全運動の基本・重点項目

1. 運動の基本

「子供と高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～」

2. 運動の重点

- (1) 歩行中・自転車乗車中の交通事故防止（自転車については、特に自転車安全利用五則の周知徹底）
- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶
- (4) 二輪車の交通事故防止（本県重点）

平成29年度 整備管理者 選任前研修の実施について

標記について、関東運輸局山梨運輸支局長から下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

1. 整備管理者とは

一定台数以上のバス、大型トラック又は事業用自動車を使用する自動車の使用者は、その使用的本拠ごとに、一定の要件を備える「整備管理者」を選任して必要な権限を付与し、自動車の点検・整備及び自動車車庫の管理に関する事項を処理させなければなりません。

2. 整備管理者の選任が必要な自動車使用者

整備管理者の選任が必要な使用の本拠は、次表のとおりです。

事業の種類	自動車の種類	選任が必要となる台数（使用の本拠ごと）
事業用 (貨物軽自動車運送事業用自動車を除く。)	○バス (乗車定員11人以上の自動車)	1台以上
	○トラック、タクシー (乗車定員10人以下の自動車)	5台以上
自家用	○バス (乗車定員11人以上の自動車)	乗車定員30人以上の自動車の場合は1台以上 乗車定員11人以上29人以下の自動車の場合は2台以上
	○大型トラック等 (車両総重量8トン以上)	5台以上
レンタカー	○バス (乗車定員11人以上の自動車)	1台以上
	○大型トラック等 (車両総重量8トン以上)	5台以上
	○その他の自動車	10台以上
貨物軽自動車運送事業用自動車	○軽自動車又は小型二輪自動車	10台以上

3. 実施日

(第1回) 平成29年 4月19日（水） (第2回) 平成29年 5月17日（水）

(第3回) 平成29年 7月 5日（水） (第4回) 平成29年 9月 6日（水）

(第5回) 平成29年10月18日(水) (第6回) 平成29年11月8日(水)

(第7回) 平成30年1月17日(水) (第8回) 平成30年3月7日(水)

4. 時間(各実施日共通)

受付時間 13:00~13:30 研修時間 13:30~15:40

5. 会場

山梨運輸支局 2階会議室(定員30名)(山梨県笛吹市石和町唐柏1000-9)

6. 受講対象者

整備管理者として選任を予定されている方。

※次の条件の方は受講する必要がありません。

- ・過去に整備管理者選任前研修を受講し修了証を受領した方。
- ・自動車整備士の資格をお持ちの方。

7. 申込方法

研修実施日の1週間前まで(必着)に「整備管理者選任前研修受講申込書」(山梨運輸支局HP)を作成の上、下記の申込先へFAXして下さい。

(※当日の申し込みは受理できません。)

なお、定員を超えた場合は、次回の受講として、受講日変更の通知を致します。

8. 申込先 山梨運輸支局 FAX 055-263-1418

(TEL 055-261-0882)

9. 受講料 無料

10. 携行品

- ① 運転免許証等本人確認ができるもの ② 筆記用具

※山梨運輸支局ホームページ(整備管理者関係)

http://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/s_yamanasi/seibi_about.html

整備作業中の事故について(平成29年3月9日発生)

平成29年3月9日午後3時10分ごろ、大阪府の自動車分解整備事業場において、大型トラックの整備中に下敷きとなる死亡事故が発生しました。

ニュース報道(下記参照)によりますと、男性工員(38)が大型トラックの底部にもぐり整備作業している際、別の工員が電気系統の点検をするため、大型トラックのエンジンを始動させたところ車体が下がり男性工員が車体に挟まれ死亡したとのことです。

つきましては、エンジンの始動、リフト等による車両の昇降の際等は、声を掛けるなど事故防止を図るよう、よろしくお願ひ致します。

【ニュース報道】

産経ニュース

閉じる

2017.3.9 20:55

大型トラック整備中に下敷き…38歳作業員死亡 東大阪、確認怠った疑いで同僚逮捕

9日午後3時10分ごろ、大阪府東大阪市加納の自動車整備工場「テクノサービス」で、男性作業員(38)が大型トラックの底部に入って整備作業をしていたところ、突然エンジンがかかって車体が下がり、頭などを挟まれた。男性は病院に搬送されたが、間もなく死亡が確認された。

大阪府警河内署は同日、車体の下に男性がいるのに確認せずエンジンを始動させたとして、業務上過失傷害の疑いで同僚の男(38)を現行犯逮捕した。容疑を認めており、同署は過失致死容疑に切り替え、詳しい経緯を調べている。

同署によると、このトラックはエンジンを始動させると、車体が下がる仕組みだった。男は電気系統の点検をするため、エンジンをかけたという。

©2017 The Sankei Shimbun & SANKEI DIGITAL All rights reserved.

無車検車両の使用者に対する注意喚起について

国土交通省では、車検切れ等により無車検となっている車両の使用者に対して注意喚起ハガキの送付等、無車検運行をすることがないよう注意喚起を行っておりますが、今般、同省では自動車使用者に対して、車検実施時期のうっかり忘れ等がないよう、車検ステッカーや車検証の有効期間をご確認いただく旨、下記のとおりプレスリリースを行いましたので、お知らせ致します。

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 29 年 3 月 10 日
自動車局整備課

無車検車両の使用者に対し注意喚起を行っています。

～安全・環境上の問題のみならず、自賠責による被害者への適切な保障がなされないため、無車検運行排除が極めて重要です～

車検切れ等により無車検となっている車両の使用者に対して注意喚起ハガキの送付等、無車検運行をすることがないよう注意喚起を行っています。

使用者の皆様には、安全・安心な車社会のため、車検ステッカーや車検証の有効期間をご確認いただき、うっかり忘れ等がないよう車検及び点検・整備の確実な実施をお願いいたします。

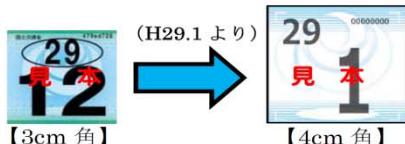
今後も無車検車対策を総合的に進め、警察と協力をしながらその排除に努めてまいります。

〔国土交通省の無車検車対策〕

- ① 保有管理する車検証情報で、うっかり忘れている可能性が高いと考えられる車検切れ 1 年以内の車両の使用者に対して無車検運行の注意喚起ハガキを送付。
(H28 年度は H29.1 月に 57,000 通、H27 年度は 20,000 通、H26 年度は 10,000 通)
- ② ナンバー読取装置を主要道路に一定期間設置して、通過する車両のナンバープレート情報を取得するとともに、これを車検証情報と突合し、無車検運行の実態を調査。運行が確認された使用者に対し、無車検運行の禁止と車検受検を促す指導ハガキを送付。(H29.2 月末より 1,083 台に送付) * 実績は別紙参照
- ③ 国交省 HP の無車検・無保険車通報窓口に通報のあった車両に対し注意文書の送付。
平成 27 年度は 151 台の無車検通報があり、車検証情報確認の上、無車検車両 95 台、車検ステッカー未貼付等 39 台に対し注意文書を送付。
通報窓口 URL http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk5_000012.html
- ④ 警察と連携して実施する街頭検査等の際に無車検車両運転者に対し直接指導。

実施回数	検査車両数	うち無車検車両数
平成 27 年度街頭検査 2,757 回	130,491 台	127 台

- ⑤ フロントガラス等に貼っている車検ステッカーを視認性の高いものに変更。(登録車のみ)



【問い合わせ先】

国土交通省自動車局整備課 中村、島川、森
代表：03-5253-8111 (内線 42427)
直通：03-5253-8600

ナンバー読取装置による無車検車両実態調査結果

【平成 28 年度調査結果】

実施場所 (実施期間)	捕捉台数	無車検台数 割合	登録車		軽自動車	
			捕捉台数	無車検台数 割合	捕捉台数	無車検台数 割合
札幌市東区苗穂（国道 274 号線） (H29.1.17～H29.1.23)	58,467	164 0.28%	44,095	127 0.28%	14,372	37 0.25%
広島市南区青崎（国道 2 号線） (H29.1.15～H29.1.21)	109,596	176 0.16%	75,026	94 0.16%	34,570	82 0.23%
松山市東石井（国道 33 号線） (H29.1.12～H29.1.18)	67,638	119 0.17%	40,307	63 0.15%	27,331	56 0.20%
福岡市博多区千代（国道 3 号線） (H28.12.21～H28.12.27)	45,397	102 0.22%	32,078	53 0.16%	13,319	49 0.36%
那覇市首里末吉町（国道 330 号線） (H29.1.21～H29.1.27)	108,570	542 0.49%	57,937	160 0.27%	50,633	362 0.71%
合計	389,668	1,083 0.27%	249,443	497 0.19%	140,225	586 0.41%

【参考：平成 26 年度調査結果】

実施場所	捕捉台数	無車検台数 割合	登録車		軽自動車	
			捕捉台数	無車検台数 割合	捕捉台数	無車検台数 割合
東京都大田区（環状 7 号線）	123,370	182 0.14%	108,992	119 0.10%	14,378	63 0.43%
名古屋市港区（国道 23 号線）	97,527	314 0.32%	83,712	208 0.24%	13,815	106 0.76%
大阪市東淀川区（府道 14 号線）	65,334	339 0.51%	50,449	253 0.50%	14,885	86 0.57%
合計	286,231	835 0.29%	243,153	580 0.23%	43,078	255 0.59%

【参考：平成 27 年度調査結果】

実施場所	捕捉台数	無車検台数 割合	登録車		軽自動車	
			捕捉台数	無車検台数 割合	捕捉台数	無車検台数 割合
山形市小立（国道 13 号線）	65,462	109 0.16%	47,878	65 0.13%	14,372	44 0.30%
長野市大橋南（国道 18 号線）	83,039	176 0.21%	54,973	94 0.17%	28,066	82 0.29%
福井市羽水（国道 8 号線）	68,041	201 0.29%	45,533	123 0.27%	22,508	78 0.34%
合計	216,542	486 0.22%	148,384	282 0.19%	68,158	204 0.29%

貸切バスに対するドライブレコーダー装着義務付けについて

標記について、関東運輸局山梨運輸支局長から下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

国土交通省では、軽井沢スキーバス事故の発生を踏まえ、平成28年6月にとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき、貸切バス事業者に対し、運転者へのドライブレコーダーを活用した指導及び監督を平成29年12月より義務付けるとともに、「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」を定め、告示に適合するドライブレコーダーの装着について、以下のとおり義務付けることとなりました。

- ・新車について、平成29年12月1日より、ドライブレコーダーの装着を義務付ける。
- ・登録車について、平成31年12月1日より、装着を義務付ける。
- ・平成29年12月1日時点で既に一定の要件を満たしたドライブレコーダーが装着されている場合、平成36年11月30日までの間、これを使用することが可能。

貸切バスのドライブレコーダー装着義務付けに係るスケジュール

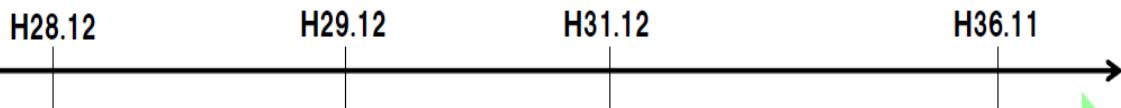
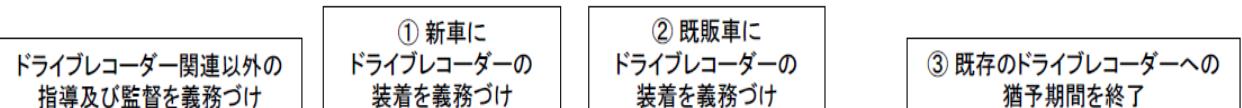


ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等

H29.12~

- ① 平成29年12月1日より、新車について、ドライブレコーダーの装着及び記録の保存を義務づける。
- ② 平成31年12月1日より、既販車についても①の内容を義務づける。
- ③ 平成29年12月1日において既に装着されているドライブレコーダーであって一定の要件を満たすものは、平成36年11月30日までの間、これを使用してもよい。

今後の予定



- ・ドライブレコーダーの記録を利用した指導及び監督を義務づけ
- ・初任運転者等に対する実技訓練以外指導及び監督の実施時間の延長

ドライブレコーダーが装着されていない自動車の運転者に関しては、
ドライブレコーダーの記録を利用した指導及び監督の適用を除外

事業用貨物自動車に係る運行記録計装着義務付けの拡大について

標記について、関東運輸局山梨運輸支局長から下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

国土交通省では、貨物自動車運送事業者に対し、以下の事項について周知徹底を図っています。

- ・事業用貨物自動車に係る運行記録計の装着義務付けの範囲は、「車両総重量 7 トン以上又は最大積載量 4 トン以上」に拡大されていること。
 - ・本義務付け拡大の開始は、新車にあっては既に平成 27 年 4 月 1 日から、使用課程車にあっては平成 29 年 4 月 1 日からであること。
 - ・貨物自動車運送事業者の運行記録計による記録違反は、車両使用停止処分等の対象となること。
- 以上のとおり、平成 29 年 4 月 1 日以降は、「車両総重量 7 トン以上又は最大積載量 4 トン以上」の事業用貨物自動車には、全て運行記録計が備え付けられている必要がありますので、よろしくお願ひ致します。



運行記録計の装着義務付け拡大

「車両総重量 7 トン以上 8 トン未満」または「最大積載量 4 トン以上 5 トン未満」の事業用貨物自動車については、

1. 台数が多いため、事故件数全体に与える影響が大きい
2. 長距離・長時間運転の割合が比較的高く、確実な運行管理が必要である
3. 死亡事故の発生率が、大型車（車両総重量 8 トン以上）に次いで高い状況
軽傷・重傷事故の発生率については、他の区分と比べ、高い水準にある

ことから、平成 26 年 3 月に「トラックにおける運行記録計の装着義務付け対象拡大のための検討会」において、運行記録計の装着義務付けの対象拡大が決定された。

現 行

車両総重量 8 トン以上
又は
最大積載量 5 トン以上
のトラック

改正後

車両総重量 7 トン以上
又は
最大積載量 4 トン以上
のトラック

公布日： 平成 26 年 12 月

施行日： 平成 27 年 4 月 1 日（新車として購入し、平成 27 年 4 月 1 日以降に、新規登録を受ける車両に限る。）

平成 29 年 4 月 1 日

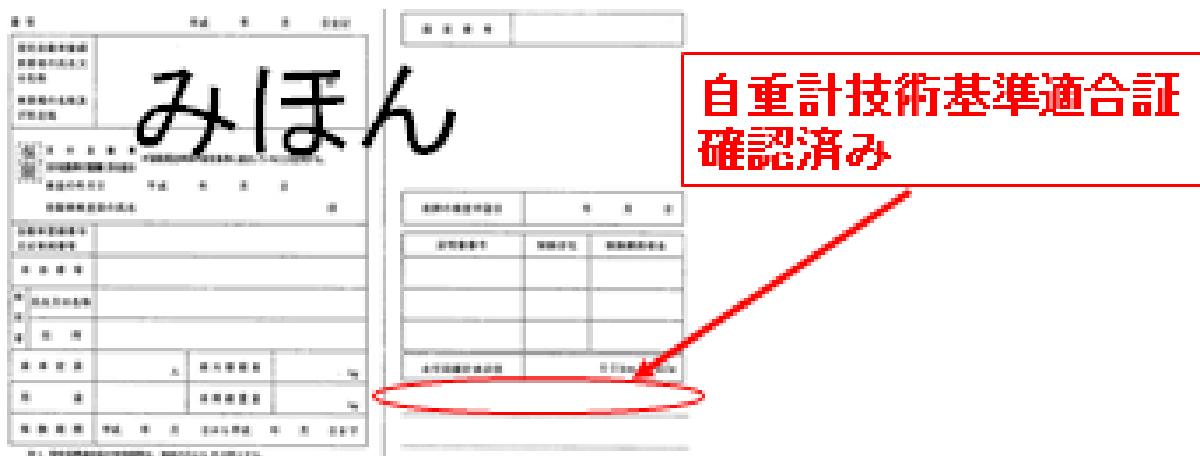
4月からのお知らせ

～自重計技術基準適合証の提示について～

指定整備工場の方へ

土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計について、有効な自重計技術基準適合証を確認した旨が記載された保安基準適合証の提出により、自重計技術基準適合証の提示に代えることができるようになりました。

有効な自重計技術基準適合証を確認している場合は保安基準適合証に**「自重計技術基準適合証確認済み」**と記載をお願いいたします。



国土交通省

関東運輸局 山梨運輸支局

グッドライダー・防犯登録制度の普及促進について

二輪車の防犯登録

グッドライダー・防犯登録制度の普及促進について

一般社団法人日本二輪車普及安全協会

一般社団法人日本二輪車普及安全協会（以下「日本二普協」という。）は、二輪車の防犯登録であるグッドライダー・防犯登録（以下「G防登録」という。）制度の一層の普及に努めています。

G防とは、二輪車の盗難防止と万が一盗難に遭った場合の被害車両の早期発見・回復に資することを目的に実施している制度です。

具体的には、二輪車ユーザーの申請に基づき、販売店等が登録データ票を作成し、データ票を日本二普協のブロック支所に送付し、コンピュータに入力されます。この登録データは、日本二普協本部のコンピュータに集約され、一元管理されるとともに、これら登録データを警察庁に提供します。警察庁では、このデータを同庁の都道府県警察とのオンライン情報システムに載せ、全国の警察官がパトロールや検問において、不審車両や放置二輪車などを発見したときに、各都道府県警察本部の照会センターを通して照会できるシステムとして運用されています。

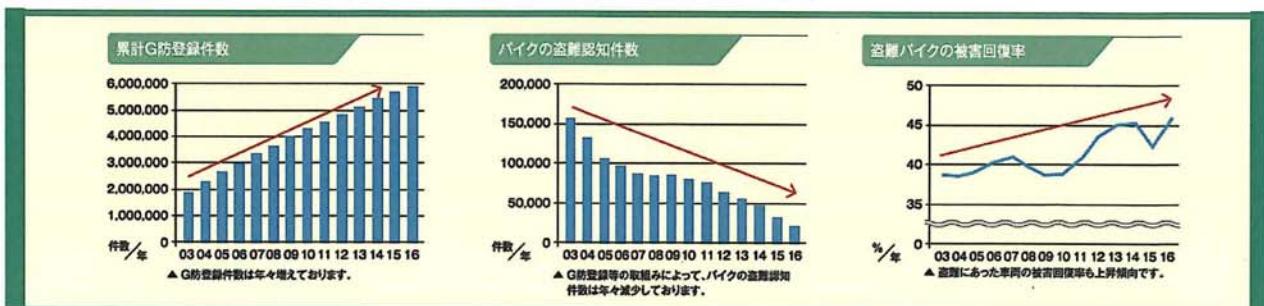
このG防登録は、G防登録を取り扱っている二輪車販売店等においてできます。

G防登録の有効期間は、一度加入すると10年有効です。

日本二普協では、警察庁をはじめ関係機関・団体のご理解と後援を得て、本年4月から6月までの3か月、「G防登録（グッドライダー・防犯登録）普及促進月間」を実施して、全ての二輪車にG防登録をして頂けるよう一層の普及を図ることとしております。

つきましては、二輪車をお取り扱いの専業整備工場様、二輪車販売店様におかれましては、二輪車ユーザーの皆様にこのG防登録への加入を勧めて頂き、二輪車の盗難防止と万が一盗難に遭った場合の被害品の早期回復が一層高まりますようご協力をよろしくお願い申し上げます。

またG防登録未実施店様には、この機会に是非新規お取組みを頂き、新車及び中古車ならびにご来店頂く、整備車両等もお客様へご加入の一声をかけて頂ければ、幸いです。



※ 詳細につきましては、(一社)日本二輪車普及安全協会 G防推進部

03-6902-0660迄 お問合せ下さい。

関係団体人事異動について

【関東運輸局山梨運輸支局】

新所属先	氏名	旧所属
神奈川運輸支局長	五十嵐 康夫	山梨運輸支局長
山梨運輸支局長	遠藤 修次	関東運輸局自動車技術安全部整備課長
川崎海事事務所長	佐瀬 直人	山梨運輸支局首席運輸企画専門官（企画調整）
山梨運輸支局首席運輸企画専門官（企画調整）	渡辺 太朗	関東運輸局観光部国際観光課長補佐
山梨運輸支局運輸企画専門官（登録）	八代 匠章	八王子自動車検査登録事務所運輸企画専門官（登録）
自動車事故対策機構山梨支所チーフ	依田 賢治	山梨運輸支局運輸企画専門官（登録）
神奈川運輸支局運輸企画専門官（監査）	青木 岳裕	山梨運輸支局陸運技術専門官（検査）
山梨運輸支局首席運輸企画専門官付（輸送監査）	桐澤 雄太郎	（新規採用）
山梨運輸支局首席陸運技術専門官付（整備）	内崎 聖也	（新規採用）
退職	青澤 正幸	山梨運輸支局首席運輸企画専門官付（輸送監査）

【独立行政法人自動車技術総合機構山梨事務所】

新所属先	氏名	旧所属
野田自動車検査登録事務所長	大森 伸二	関東検査部 山梨事務所長
関東検査部 山梨事務所長	日原 照幸	軽自動車検査協会 山梨事務所長
関東検査部足立事務所 主席自動車検査官	藤本 孝之	関東検査部山梨事務所 主席自動車検査官
茨城運輸支局 運輸企画専門官（保安）	田辺 新司	関東検査部山梨事務所検査官補
北海道検査部 自動車検査官	松田 康宏	関東検査部山梨事務所 自動車検査官
関東検査部山梨事務所 自動車検査官	金原 有作	軽自動車検査協会 愛知事務所 上級検査員
関東検査部山梨事務所 自動車検査官	久保田 恭平	関東検査部神奈川事務所 自動車検査官
関東検査部山梨事務所 自動車検査官補	藤坂 真生	釧路運輸支局 首席陸運技術専門官付

【軽自動車検査協会 山梨事務所】

新所属先	氏名	旧所属
自動車技術総合機構山梨事務所長	日原 照幸	軽自動車検査協会 山梨事務所長
軽自動車検査山梨事務所長	木村 健二	八王子自動車検査登録事務所 陸運技術専門官
軽自動車検査協会 神奈川事務所 相模支所 業務課検査員	西山 友視	軽自動車検査協会 山梨事務所 業務課検査員
軽自動車検査協会 山梨事務所 業務課検査員	中山 亨	軽自動車検査協会 青森事務所 業務課主任検査員

【相談】

内容：クラッチ不良の原因説明が担当者により変わるのはおかしい

相談日：平成27年12月10日

・車名：乗用車 　・登録年月：平成26年9月 　・走行距離：26,000km

先日、1年点検を販社系整備工場に依頼したが、点検直後から加速が遅れるような感じで調子が悪くなつた。整備工場に再度入庫させ確認して貰うと、クラッチ不良と診断され保証対象外と言われた。路上テストの際、同乗したメカニックはこの乗り方で壊れるのはおかしいと言うが、次の担当者は壊れるものは壊れると気に障る言い方をされた。壊れて有償修理は、やむを得ないかもしれないが、説明が担当により変わるのはおかしいのではないか。納得が出来ない。分解をしないにも関わらず、決めつけて見積りをすることは不自然に思うが、運転歴8年でMT歴が6年あり素人ではないのでクラッチ操作に問題はないと思っている。どうにかならないのか。

【対応】

相談者には、「クラッチディスクやブレーキパット等は、程よく摩耗させることによりスムースで快適な走行をさせる側面もありますので、運転履歴や運転技術だけで判断されるものでもないと思われます。ディスクは消耗品ですから基本的に保証の対象にはならないと思いますが、ディスクの材質や構造的な不良個所があれば特別な対応がされる場合もあります。また、国土交通省の〔不具合情報〕コーナーで同様な症状が発生しているか確認することが可能ですし、情報提供することもできます」と説明した。更に、「メカニックの対応ですが、同乗走行の結果の感覚と、一方、次の担当者は症状からの結果を説明しようとしたものと思います。点検の際、クラッチの作用確認は走行テスト時にクラッチとアクセルのペダル操作での判断やクラッチペタルの遊びの変化等から判断されると思います」と説明した。また、メカニックの対応の違いについては意見、要望があったことは工場側に話ができる旨伝えた。相談者は週末、工場側と話し合う予定とのこと。場合によって再度連絡すること。

検査標章の変更に伴う対応について

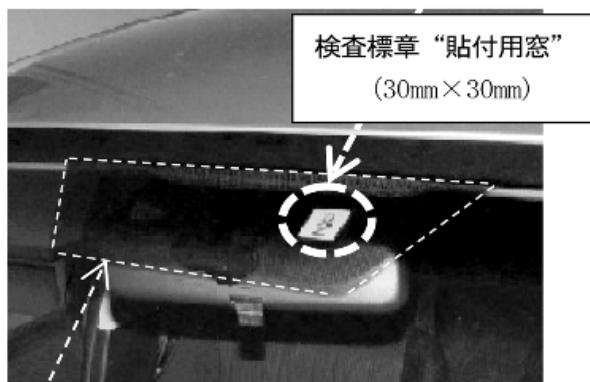
トヨタ自動車株式会社

’17年1月より検査標章が変更されましたが、トヨタの一部車種において、フロントガラス上部の遮光セラミックコート部に検査標章を貼るための“貼付用窓”を設けており、新検査標章を貼付した場合に、標章の一部が隠れ見えにくくなってしまう恐れがあるため、お客様へ貼付位置を変更いただくよう、注意喚起をお願いいたします。

また、“貼付用窓”への誤貼付を防止するための「ウインドシールドガラスシール」をトヨタ純正品として用意いたしました。全国トヨタ部品共販店よりご購入が可能となりますので、あわせてご案内いたします。

■ 一部車種の現状

一部車種（次頁対象車両）に、フロントガラス上部の遮光セラミックコート部に、検査標章を貼るための“貼付用窓(30mm×30mm)”を設定



遮光セラミックコート部（ドット柄）

- ①お客様が「新検査標章」を、これまで通り“貼付用窓”に貼った場合、検査標章の一部が遮光セラミックコート部に隠れ、外側からは一部が見えなくなり、道路運送車両法に抵触の恐れあり
- ②“貼付用窓”が空いた状態の場合、お客様による新検査標章の誤貼付を誘発、また、遮光性、見栄えが大きく低下

■ お客様へ注意喚起いただきたいこと

新検査標章の貼付位置について、遮光セラミックコート部以外の場所へ貼っていただくよう、ご説明ください。

なお、貼付位置については、国土交通省HP「検査登録のしくみ」－「しくみ5:検査に付帯する諸制度－検査標章（ステッカー）」をご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/sikumi/sankou_041.htm

■トヨタ純正品「ウィンドシールドガラスシール」の設定

“貼付用窓”への誤貼付防止のため、トヨタ純正品「ウィンドシールドガラスシール」の貼付けをお勧め(有償)いたします。

品番 : 56119-20030

品名 : シール、ウィンドシールドガラス

購入場所 : 全国トヨタ部品共販店

■対象車両(※現在生産している車両に“貼付用窓”を設けている車種はありません。)

車種	生産期間	備考
LS	'06.8～'16.9	
HS	'09.7～'11.10	
SAI	'09.12～'11.10	備考
カルディナ	'05.1～'07.6	
ブレイド	'06.11～'12.4	
アリオン/プレミオ	'04.12～'16.5	
サクシード/プロボックス	'14.9～'16.6	MOP/バックカメラ内蔵自動防眩ミラー付車のみ
マークX	'04.11～'16.11	
ラクティス	'05.10～'10.10	
カローラ	'06.9～'16.7	
オーリス	'06.10～'12.8	